

令和5年度 市民税・県民税 税額決定 通知書

納税者 住所・氏名

賦課地

問い合わせ番号 通知番号

下記のとおり決定しましたので、
の2及び第321条の7の5の規定

年税額(①+②+③)	
① 給与から特別徴収される額	
② 公的年金から特別徴収される額	
③ 普通徴収により徴収する額	
④ 所得割額から控除することができなかった配 額又は株式等譲渡所得割額の控除額	
⑤ 充 当 額 (※)	
⑥ 還付額(④-⑤) (※)	

お問い合わせの際は、上記の問い合わせ番号をお伝えください。

- 問い合わせ先
- 課税内容に関すること
市民税課 電話 095-829-1427(直通)
 - 納付に関すること
収 納 課 電話 095-829-1130(直通)

■ 納付場所について
同封の納付書で、納付書裏面に記載の金融機関等にて納期限
までに納付してください。

■ 納付書の取り扱いにご注意ください
納付書は、機械による読み取りの関係で通知書とじていま

期別	納 期
第1期	令和5年6月15日～6月30日
第2期	令和5年8月15日～8月31日
第3期	令和5年10月15日～10月31日
第4期	令和6年1月15日～1月31日

(※1) [④所得割額から控除することができな
の控除額]のうち、市民税・県民税に充
(※2) [⑥還付額]欄に記載のある金額は、後
(ただし、市税等に未納がないことが条
(※3) 納期前であっても納付することができま